

## FAQ

	問	答
1	6月分の保育料をすでに徴収しています。返金対応は困難なので、7月分の保育料の徴収を延期する対応でもよいですか。	まだ徴収していない7月分の保育料の徴収を延期することで、6月分の返金対応に替えることも可能です。その場合、登園日数に応じた6月分の変更後の保育料が確定した際は、徴収を延期した7月分を保護者から徴収していただくとともに、6月分についてはすでに徴収済みの保育料と変更後の保育料の差額を保護者に返金していただくようお願いします。
2	事務員が自宅勤務等を行っており、締め切り日までに助成金の交付申請書や請求書の提出ができません。締め切り日までに提出できない場合、助成は受けられませんか。	締め切り日に間に合わなかった場合でも対応いたします。締め切り後に提出された書類については、順次審査の上お支払いしますが、振込予定時期後のお支払いとなりますので、できる限り締め切り日までにご提出いただきますようよろしくお願いいたします。
3	登園自粛のため登園予定がない保護者については、スケジュール通りに返金が行えません。その場合、遅れての返金でも構いませんか。	保護者から同意が得られる場合は、スケジュールより遅れて返金していただくことも可能です。また、登園予定がない保護者については、一斉に保護者が集まらないよう時間を区切る等の工夫をしたうえで、保護者に来園していただき、返金を行うといった方法も考えられます。
4	口座振替により返金した場合の手数料の取り扱いはどうなりますか。	現在は登園自粛している児童が多くいることが見込まれています。そうした中であっても、四半期ごとの運営助成費は通常通り支給していますので、保護者への返還にあたり振込に係る手数料が必要となる場合は、四半期ごとの運営助成費のうち、0～2歳児の給食費等の余剰分等を充てていただくよう、お願いします。 なお、実費の扱いとして、保護者負担とすることはできませんが、直接現金でお返しする等、他の手数料のかからない方法を提示したうえで、保護者が振込を希望する場合には、手数料を保護者負担とすることは、差支えないと考えています。
5	利用者によって週5日利用の契約や、週4日利用の契約にして、保育料もそれに応じて設定していますが、日割り対応の計算方法はどうすればいいですか。	別紙1に示す計算方法で算出してください。通常の四半期ごとの運営助成費においても、途中退園した場合の日割り計算は登園日数/25としており、運営助成費は月25日利用を前提とした額となっております。
6	6月の月途中で退園する予定の児童がいますが、その場合でもひと月分返金するのですか。	一旦ひと月分を返金していただきますようお願いします。6月分の登園に応じた変更後の日数が決定しましたら、変更後の保育料を徴収してください。
7	4月分5月分の助成金の手続きは、2か月まとめて行ってもよいですか。	ひと月ごとに申請書類等をご提出し、助成金手続きを進めていただきますようお願いいたします。
8	契約書等の写し(保護者負担額がわかる書類)は3か月分それぞれ全て必要なのでしょうか。	契約書等の写しは、このたびの日割り対応の助成申請において、一度ご提出いただければ、変更がない限り同じものをご提出いただく必要はございません。4月1日から在籍している児童で、6月まで保護者負担額に変更がない場合は、一度提出いただければ4月分5月分に添付していただく必要はありません。
9	日割り対応の対象になる保育料の範囲はどこまでですか。	このたびの日割り対応の対象となるのは、横浜保育室事業実施要綱に規定する基本保育時間(原則月曜日から金曜日の午前7時30分から午後6時30分および、土曜日の午前7時30分から午後3時30分)にかかる保育料です。 それ以外の時間にかかる利用料(延長保育料等)については、日割り対応の対象外となります。